

○ 財務省告示第百八十七号
平成二十一年六月六日告示する。政府短期証券の規定に基づき、平成省行二令第六号～第五十条第十一項の規定に基づき、平成三十一年大蔵省
条件等を次のように定む。
二
一
行二令第六号～第五十条第十一項の規定に基づき、平成三十一年大蔵省

国庫短期財務証券（第三百六十七回）

の法發号名稱及び記

條律及の根拠

の法發号名稱及び記

條律及の根拠

用振替法の適

用振替法の適

用振替法の適

四
三
二
一
行二令第六号～第五十条第十一項の規定に基づき、平成三十一年大蔵省

四
三
二
一
行二令第六号～第五十条第十一項の規定に基づき、平成三十一年大蔵省

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用平、第十項、第に金号法
る参て札發によ振替法一六、第二関法第十九へ昭和二
も加、と行の者財同一発行価に付けるも日本銀行の
にご務時といに行う。發行格競し行とどい。法律第七
よと大にいに臣行う。發応がわ。以下入行とどい。
るに臣行う。發応がわ。以下入行とどい。
行募各れ及札わす。の限國るび価一れ。の以度債入価格とる。そ規
下額市札格競い入の定。

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	発	
低 行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入
額 入 価 ・ 別 債 札 格	入 価 ・ 别 債 札 格	入 価 ・ 别 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
 千 三 四 十 五	額 億 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 万 千 九 兆	面 円 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 五 五 万 二	金 金	の 度 債 る か 込	競 債
千 百 二 千	額 額	応 額 市 。 ら み	争 市
円 四 千 八	で で	募 の 場 そ の	入 場
十 七 百	四 五	額 範 特 の う	札 特
八 百 三	千 兆	を 圏 別 応 ち	發 別
億 円 十	五 二	割 内 参 募 応	行 参
八 六	百 千	り に 加 額 募	一 加
千 億	五 五	当 お 者 を 価	と 者
九 千	十 百	て い ご 順 格	い 。
百 四	四 八	る て と 次 の	う 第
四 百	四 十	。 各 の 割 高	。 I
十 八	九	申 応 り い	非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 振 替 単 位
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 発	
込 期	札 参	所 支	金 金	還 期	入 価	・ 別	債 札	格 行	
日 加			払 額		札 格	第 參	市 發	競 價	
			限	發 競	I	加 場	行 爭	格 日	
平 成 二 十 五 年 五 月 二 十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を き 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う 、 期 つ 。 そ き 百 円	額 面 金 額 と 、 百 支 き 償 は 還 年 八 月 八 年 月 九 月 九 日 業 業 日 に	償 當 た 成 し と 五 年 に う 、 期 つ 。 そ き 翌 休 業 業 日 に	た 成 し て 五 年 に う 、 期 つ 。 そ き 行 休 業 業 日 に	平 成 大 臣 か ら 通 知 つ を き 受 け た 者	額 面 金 額 と 、 百 支 き 償 は 還 年 八 月 八 年 月 九 月 九 日 業 業 日 に	額 面 金 額 と 、 百 支 き 償 は 還 年 八 月 八 年 月 九 月 九 日 業 業 日 に	額 面 金 額 と 、 百 支 き 償 は 還 年 八 月 八 年 月 九 月 九 日 業 業 日 に

十額の十額 平す額の振
七面応七面 成るの記替
錢金募錢金 二。整載法
五額価五額 十数又の
厘百格厘百 五倍は規
七円五円 五年の記定
毛に毛に 五月金録に
つ以つ月 頭はよ
き上月 に、る
九の九二十 よ最振
十そ十日 る低替
九れ九円 も額口
九ぞ円 もの面座
九れ九円 と金簿